



業務用冷凍空調機器

## 第二種冷媒フロン類取扱技術者講習

### 募集要綱(抜粋)

(受講者用)

講習名 第1695回 仙台会場  
日時 令和7年6月12日(木)9時30分～  
会場 宮城県トラック協会(3階第1研修室)

〒984-0015 仙台市若林区卸町5丁目8番3



一般財団法人  
日本冷媒・環境保全機構

## ◇第二種冷媒フロン類取扱技術者とは◇

冷凍空調業界団体では、フロン類を冷媒とする業務用冷凍空調機器の使用時漏えいを削減するため、「冷凍空調機器フルオロカーボン漏えい防止ガイドライン（JRA GL-14）（日冷工の規格）」、「業務用冷凍空調機器フルオロカーボン漏えい点検資格者規程（現「冷媒フロン類取扱技術者制度規程）」、「業務用冷凍空調機器フルオロカーボン漏えい点検・修理ガイドライン（JRC GL-01）（日設連の規格）」を制定（制定日：平成22年10月1日）し、業務用冷凍空調機器からの冷媒フロン類の漏えい防止に取り組んでいます。

冷媒フロン類取扱技術者制度は、上記ガイドライン（JRC GL-01）に従い、使用中の機器の漏えい点検を行い、早期に「漏えい」を発見・処置することで、フロンの漏えいを最小限に抑え、地球温暖化防止を図ることを目的として制定され、使用中の業務用冷凍空調機器所有者との事前打ち合わせから、実際の漏えい点検作業、点検結果の記録、報告までを適切かつ確実に実施する技術者を養成しています。

平成27年4月1日よりフロン排出抑制法が施行され、漏えい防止の管理、冷媒フロンの取り扱いには、より高度な技術的知見を有することが求められており、「冷媒フロン類取扱技術者」は、冷媒フロンの「予防保全」「漏えい点検」「回収」「充填」に関して、法で要求されている「知見」が備わった技術者として冷凍空調業界団体が認定する民間資格となります。

（一財）日本冷媒・環境保全機構（略称：JRECO）が認定する『第二種冷媒フロン類取扱技術者』資格は、「第一種冷媒フロン類取扱技術者」資格に準ずる一定規模の範囲での資格として位置付けられ、前述の「知見」を備えた技術者の資格となります。日頃の業務において、業務用冷凍空調機器の点検や保守サービスに携わっている技術者の方は当該資格を取得下さいませよう、よろしくお願いたします。

なお、資格を取得するには、上記規程に定められた講習を受講し、修了考査に合格する必要があります。

### 冷媒フロン類取扱技術者制度規程（抜粋）

（適用範囲）

第5条 第一種冷媒フロン類取扱技術者は、フロン類を冷媒とする業務用冷凍空調機器について、冷媒システムの漏れ点検及び冷媒フロン類の充填・回収を行う者に適用する。

2 第二種冷媒フロン類取扱技術者は、フロン類を冷媒とする業務用冷凍空調機器からの冷媒フロンの回収を行う者及び業務用冷凍空調機器のうち空調機器については、圧縮機電動機又は動力源エンジンの定格出力25kW以下の機器、冷凍冷蔵機器については、圧縮機電動機又は動力源エンジンの定格出力15kW以下の機器について、冷媒システムの漏れ点検及び冷媒フロン類の充填を行う者に適用する。

※、「第一種冷媒フロン類取扱技術者」の募集要綱については、認定団体の（一社）日本冷凍空調設備工業連合会（略称：日設連）のホームページ（<http://www.jarac.or.jp/>）にて、ご確認ください。

## 1. 開催要領

（1）受講資格 <有資格者と無資格者の場合の、2通りがあります。>  
（冷媒フロン類取扱技術者制度規程第13条第2項、同実施細則）



### 有資格者の場合

（第二種でいう「有資格者」とは、下記の①～⑨の資格の一つ以上を保有している方をいいます。）

業務用冷凍空調機器の保守サービスの実務経験（※1）を1年以上有し、下記資格の一つ以上を保有していること。ただし、⑨のウ. に該当する者は、保守サービスの実務経験は不要とする。さらに、【7. 別表 職業能力開発促進法に定める公共職業能力開発施設】において技能照査に合格かつ職業訓練を修了し、訓練時間1,400時間以上の者は不要とする。

- ①冷媒回収推進・技術センター（RRC）が認定した冷媒回収技術者（※2）
- ②フロン回収協議会等が実施する技術講習会合格者
- ③高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）一種・二種・三種
- ④冷凍空気調和機器施工技能士 一級・二級

- ⑤冷凍空調技士 一種・二種
- ⑥冷凍空調工事保安管理者 A区分・B区分・C区分
- ⑦技術士（機械部門・衛生工学部門）
- ⑧自動車電気装置整備士（ただし、平成20年3月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成20年3月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る）
- ⑨その他上記③から⑥の資格者と同等以上の知見を有する者として定められた者（下記のアからオ）
  - ア. 高圧ガス保安協会認定の冷凍装置検査員（旧）
  - イ. 冷凍空調工事保安管理者に係る保安確認講習修了者
  - ウ. 高圧ガス製造保安責任者（甲種化学又は機械、乙種化学又は機械、丙種化学）でかつ業務用冷凍空調機器の製造・品質管理業務に5年以上従事した者
  - エ. 高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械一種・二種・三種）試験合格者
  - オ. 冷凍空調技士（一種・二種）試験合格者

⇒ 無資格者の場合

業務用冷凍空調機器の保守サービスの実務経験（※1）を3年以上有すること。

（※1）「実務経験」とは、原則として「冷凍空調設備業」を行っている企業でかつ「高圧ガス販売」事業所において、業務用冷凍空調機器の施工、保守・メンテナンス業務の経験のこと。

[保有資格の有無による受講に必要な実務経験年数]

| 保有資格の有無                      | 受講に必要な業務用冷凍空調機器の保守サービスの実務経験 |
|------------------------------|-----------------------------|
| あり（有資格者：上記①～⑨の資格の一つ以上保有）     | 1年以上                        |
| ※⑨のウについては品質管理業務に5年以上         | 不要                          |
| ※【7. 別表】に該当する者で有資格者          | 不要                          |
| なし（無資格者）                     | 3年以上                        |
| ※【7. 別表】に該当する者で訓練時間1,400時間以上 | 2年以上                        |
| ※【7. 別表】に該当する者で訓練時間2,800時間以上 | 1年以上                        |

（※2）「①冷媒回収推進・技術センター（RRC）が認定した冷媒回収技術者」について

- (1) RRC冷媒回収技術者の方で、登録証の紛失等で登録証の写しが添付できない場合は、「受講資格証明書」を発行します。JRECO（電話（03）5733-5311）までご連絡下さい。
- (2) 受講申込み時点でRRC冷媒回収技術者の資格が失効している場合でも①と同等とみなし、受講することができます。その場合は、「失効している登録証の写し」または上記の「受講資格証明書」を添付して下さい。ただし、失効している場合の受講料は23,100円（税込み）となります。（本当に失効しているか、ご注意ください。ご不明な場合はJRECO（電話03-5733-5311）までご連絡下さい。）

(2) 講義内容

9：30～16：45（開始時間等は会場毎に異なります）

| 内 容                      | 講義時間(分) |
|--------------------------|---------|
| オリエンテーション（あいさつ）          | 5       |
| 第1章 冷媒フロン類の地球環境問題        | 20      |
| 第2章 冷凍空調機器に関わる関係法令及び安全衛生 | 40      |
| 第3章 冷凍の基礎と運転診断           | 50      |

|  |     |
|--|-----|
| 第4章 業務用冷凍空調機器 冷媒フロン類取扱技術者制度規程                    | 10  |
| 第5章 業務用冷凍空調機器 フルオロカーボン漏えい点検・修理ガイドライン (JRC GL-01) | 90  |
| 第6章 冷媒フロン類の回収・充填                                 | 40  |
| 修了考査の説明  | 10  |
| 修了考査*  | 60  |
| その他 (昼食休憩、途中休憩等)                                 | 110 |

※) 修了考査試験は、四者択一の25問。テキスト・教材類の参照禁止。

## 2. 申込み要領

### (1) 提出書類

#### 1) 受講願書 (様式2)

- ① 顔写真1葉 (縦3cm×横2.4cm、カラー) を貼付  
(写真の裏面には必ず氏名をご記入下さい)

巻末の「チェックリスト」でご確認のうえ、提出して下さい。

#### 2) 業務用冷凍空調機器・設備の保守サービス等の実務経歴書 (様式1)

#### 3) 受講票 (様式4)

- ① 顔写真2葉 (縦3cm×横2.4cm、カラー) を貼付  
(写真の裏面には必ず氏名をご記入下さい)

※「顔写真」は、受講願書 (様式2) と受講票 (様式4) で、合計3葉必要になります。

(合格後は、技術者証の顔写真となりますので、出願前3か月以内に撮影したカラー写真 (上半身・正面・肩から上・無帽・無背景・枠なし) で鮮明なものをご用意下さい)

#### 4) 添付書類 (縮小等により①~③は別のA4の用紙に貼付して下さい。3つの書類を同一用紙に貼付しても可)

- ① 新規受講料23,100円 または 24,100円 (昼食込) の振込み控え (写)  
(RRC 冷媒回収技術者の場合、17,820円 または 18,820円 (昼食込)) (写)
- ② 身分を証明する以下いずれか1つの書類等  
(A4の用紙に、氏名・生年月日・現住所が確認できる部分も合わせてコピーして下さい)  
ア. 住民票 イ. 運転免許証の写し ウ. 健康保険証の写し エ. パスポートの写し
- ③ 受講資格を証明する資格者証等の写し (縮小等して可)
- ④ 7. 別表に該当する有資格者又は無資格者で、職業訓練時間を除く保守サービスの実務経験を満たしていない者は、技能照査合格証書、修了証書の写し

### (2) 申込方法

角2封筒 (A4用) に上記の提出書類を折らずに入れ、必ず配達記録が残る方法 (書留や特定記録等) で郵送して下さい。(封筒の前面に、「第二種冷媒フロン類取扱技術者講習申込書在中」と明記して下さい。)

提出先: (一社)宮城県冷凍空調設備工業会

### (3) 受講料

- 新規受講者 24,100円 (税込み) ・(受講料23,100円と昼食代1,000円含)  
○RRC 冷媒回収技術者の場合 18,820円 ・(受講料1,820円と昼食代1,000円含)

### (4) 受講料振込先

振込口座 七十七銀行 本店営業部 普通 7866003  
口座名 (一社 宮城県冷凍空調設備工業会)

### (5) 受講票の送付について

- ① 受講申込みをされた方には、受講資格及び提出書類により受講審査を行い、受講資格があると認められた者には、受講料の入金確認後、「受講票」を送付します。(原則、受講日の10日前までに送付します)  
受講が認められなかった者には、その旨の通知と申込関係書類、審査手数料2,140円(税込み)と返還に係る費用を差し引いた受講料を返却します。
- ② 受講票又は再受講票と一緒に、講習で使用する「テキスト」を送付します。原則、会社宛に送付します。\*「テキスト」は再受講者にも送付します。

### (6) 願書等送付先・問い合わせ先

(一社)宮城県冷凍空調設備工業会  
〒984-0002 仙台市若林区卸町東 1-3-8  
TEL 022-231-3520 FAX 022-231-3521

## 3. 修了考査の実施

### (1) 修了考査

講習の最後に修了考査を実施します。  
試験は、四者択一式の25問です。  
試験の際は、テキスト類の参照はできません。

### (2) 可否発表

可否の発表については、一般財団法人日本冷媒・環境保全機構のホームページ(www.jreco.or.jp)に、開催場所毎に技術者番号を一定期間公表します。合格者には、「第二種冷媒フロン類取扱技術者講習」修了考査試験結果通知書(様式7)及び第二種冷媒フロン類取扱技術者証(様式3)を送付します。不合格者には、実務経歴書(様式1)・再受講願書(様式5)・再受講票(様式6)・修了考査試験結果通知書(様式7)を送付します。

合格者は、一般財団法人日本冷媒・環境保全機構のホームページ(www.jreco.or.jp)技術者名簿に公表されます。公表内容は、技術者証番号、氏名、会社名、会社所在地の都道府県名、有効期限です。

### (3) 技術者証の交付

合格者には「第二種冷媒フロン類取扱技術者証」(様式3)を交付します。

### (4) 不合格者への特例措置

講習を受講したが、修了試験に不合格になった者に対し、不合格後1年以内に1回まで受講免除し、修了試験のみで受けられます。再受講料は11,550円(税込み)(受験も可)  
※新規受講時、RRC資格の特別受講料で受講した場合でも、再受講料は11,550円(税込み)です。

### (5) 合格者のデータベース化

修了考査試験合格者は、第二種冷媒フロン類取扱技術者として、JRECOのホームページに公表します。公表内容は、技術者証番号、氏名、会社名、会社所在地の都道府県名、有効期限です。

## 4. 第二種冷媒フロン類取扱技術者証の更新

### (1) 有効期限

第二種冷媒フロン類取扱技術者証の有効期限は、5年間です。  
更新をしなければ、有効期限後は、技術者証は無効となります。

### (2) 更新

有効期限を延長する場合は、更新手続きをする必要があります。